

建設部

建設委員会 【議案関係資料】

11月26日提出

令和 6 年第 2 回定例会（1 2 月議会）
建設部 提出資料

令和 6 年 1 1 月 2 6 日
建 設 部

建設委員会・分科会
【予算・議案関係】

○ 建 設 部	令和 6 年度 1 2 月補正予算案の概要について	・ ・ ・ 3
○ 下水道マネジメント 推 進 課	公の施設の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 7
○ 道 路 課	秋田港アクセス道路整備事業（主）秋田天王線に係る債務負担行為の設定について	・ ・ ・ 8
○ 河 川 砂 防 課	河川改修事業 洪水浸水想定区域図作成に係る債務負担行為の設定について	・ ・ ・ 9
○ 港 湾 空 港 課	空港整備事業に係る債務負担行為の設定について	・ ・ ・ 10
	公の施設の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 11
○ 建 築 住 宅 課	建築住宅課関係手数料の一部を改正する条例案について	・ ・ ・ 12

令和6年度12月補正予算案の概要について

建設部

1 一般会計

(1) 補正予算 147,354千円

・人件費の実績見込みによる補正

(2) 繰越明許費 827,950千円

・地方道路交付金事業、通常砂防事業 等

(3) 債務負担行為 8,782,902千円

①国庫補助事業

(単位：千円)

事業名	補正額	事業内容
地方道路交付金事業 (道路維持費分)	252,000	降雪期前の完成に向けた橋梁補修 国道342号(横手市)外1箇所
雪寒建設機械整備事業	455,000	降雪期前の除雪体制の構築
秋田港アクセス道路整備事業	400,000	降雪期前の適切な時期の施工により、確実な品質確保が必要な掘削・盛土工
河川改修事業	650,000	市町村が作成するハザードマップの早期公表に向けた、県内河川の洪水浸水想定区域図作成
空港整備事業	440,000	降雪期前の完成に向けた滑走路改良工 秋田空港(秋田市)
合 計	2,197,000	

②県単事業

(単位：千円)

事業名	補正額	事業内容
県単道路補修事業	1,031,000	融雪後早急に実施する舗装補修工 等 (主)秋田天王線 (秋田市) 外 3 5 箇所
県単河川改良事業	20,000	早期発注が必要な養浜工 天王海岸
県単河川等環境維持修繕事業	217,470	ダム管理点検調査等業務 等 大松川ダム 外 1 9 箇所
県単砂防事業	30,000	地すべり観測の継続的な実施 門前地区、中間口地区 (男鹿市)
合 計	1,298,470	

③土木施設の維持管理業務、現年発生土木災害復旧事業 等

(単位：千円)

事業名	補正額	事業内容
建設資材価格市況調査業務委託	5,115	特殊な資材の市場取引価格調査
技術アドバイザー業務委託	3,146	設計・調査に係るアドバイザー業務
道路管理費	255,058	トンネル設備の保守点検 等
県単道路維持修繕事業	2,377,000	道路の維持管理（令和7～8年度）
県単道路補修事業	717,000	道路の防災点検（令和7～8年度）
河川維持管理費	27,000	河川情報システムの保守点検 等
ダム管理費	34,447	ダム管理用制御処理設備の保守点検 等
県単河川等環境維持修繕事業	488,200	河川等の維持管理（令和7～8年度）
砂防指定地管理費	7,966	砂防情報システムの保守点検
現年発生土木災害復旧事業	400,000	令和7年（1～3月）発生災害への対応
県単港湾整備事業	139,600	港湾の維持管理（令和7～8年度）
空港維持管理費	5,100	周辺地域への水質影響調査
空港維持管理費	777,800	空港の維持管理（令和7～8年度）
港湾災害復旧事業	50,000	令和7年（1～3月）発生災害への対応
合 計	5,287,432	

2 能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計

(1) 債務負担行為 15,000千円 (単位：千円)

事業名	補正額	事業内容
能代港灰捨場管理事業	15,000	第1及び第2灰捨場維持管理

3 港湾整備事業特別会計

(1) 繰越明許費 1,015,500千円

・大森ふ頭用地造成事業

(2) 債務負担行為 116,042千円 (単位：千円)

事業名	補正額	事業内容
港湾荷役機械保守点検業務委託	86,042	秋田港外港地区荷役機械の点検業務
港湾施設補修費	30,000	秋田港向浜地区ふ頭用地の舗装補修工
合 計	116,042	

4 下水道事業会計

(1) 補正予算 ▲29,869千円

・人件費の実績見込みによる補正

(2) 債務負担行為 293,520千円 (単位：千円)

事業名	補正額	事業内容
流域下水道維持管理費	40,170	流域下水道施設の維持管理
十和田湖公共下水道維持管理費	250	十和田湖公共下水道施設の維持管理
臨海処理区管路包括管理費	253,100	県と関連市町村が共同発注する流域下水道及び流域関連公共下水道の維持管理
合 計	293,520	

公の施設の指定管理者の指定について

下水道マネジメント推進課

1 概要

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に係る条例第6条の規定により、「秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）」について、次の団体を指定管理者として指定する。

施設名	指定管理者（候補者）
秋田湾・雄物川流域下水道 （臨海処理区）	東北環境管理株式会社

2 指定期間

7年間

（令和7年4月1日から令和14年3月31日まで）

3 指定管理者の候補者選定

（1）公募手續

①募集期間 令和6年7月26日から9月17日まで

②周知方法 県公報
県公式サイト（美の国あきたネット）

③申請状況 上記1の候補者のみ

（2）候補者選定に係る委員会

①委員の構成（内部委員1名を含む計5名）

※公募委員への応募はなし

氏名	所属・職業等	備考
荒川 圭	国土交通省東北地方整備局 秋田港湾事務所 所長	行政関係者 （港湾）
佐々木 良徳	秋田市上下水道局 理事	行政関係者 （下水道）
土田 昌幸	G S P a r t n e r s 税理士法人 税理士	財務・会計
増田 周平	秋田工業高等専門学校 土木・建築系 国土防災システムコース 准教授	学識経験者
信田 真弓	秋田県建設部 次長	内部委員

②選定委員会の開催状況

- ・開催日 令和6年11月15日
- ・審査内容 制度概要・選定対象施設・審査基準等説明
質疑応答、採点審査、候補者選定

③選定結果

- ・効率的な運営や管理能力等の適格性が認められたことから、上記候補者を指定管理者として選定する。

秋田港アクセス道路整備事業（主）秋田天王線に係る債務負担行為の設定について

道 路 課

1 概要

- 秋田港アクセス道路は、秋田港と秋田北インターチェンジ間のアクセス機能強化等を目的としたバイパス道路として、令和元年度より整備を進めている。
- 掘削・盛土工に当たっては、施工時期の平準化を図るとともに、品質管理が難しい冬期間の施工を避け、適切な工期を確保するために早期発注する必要があることから、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 路線名・場所

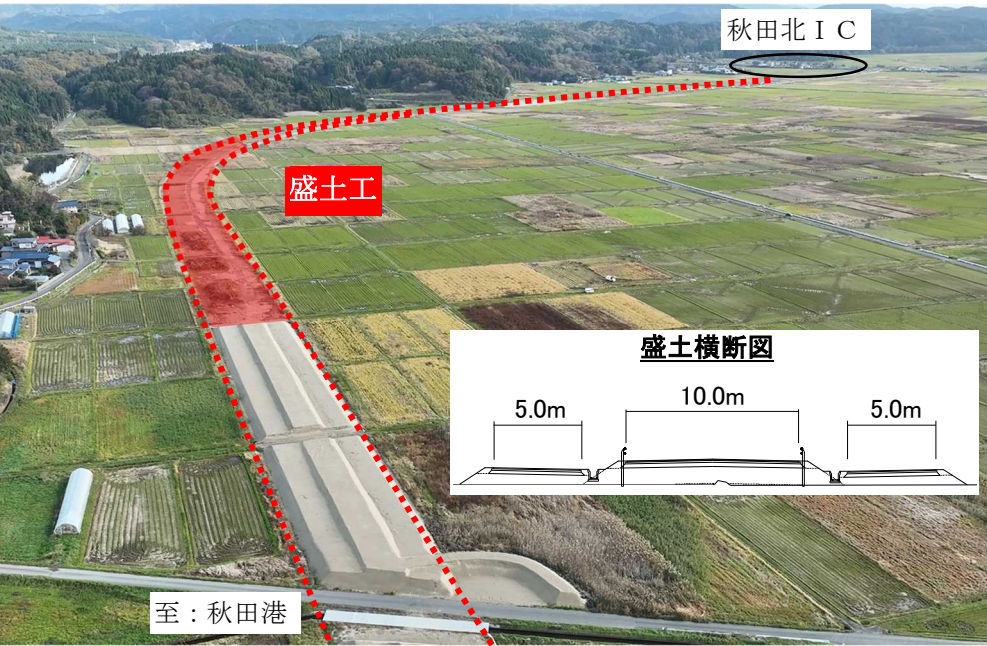
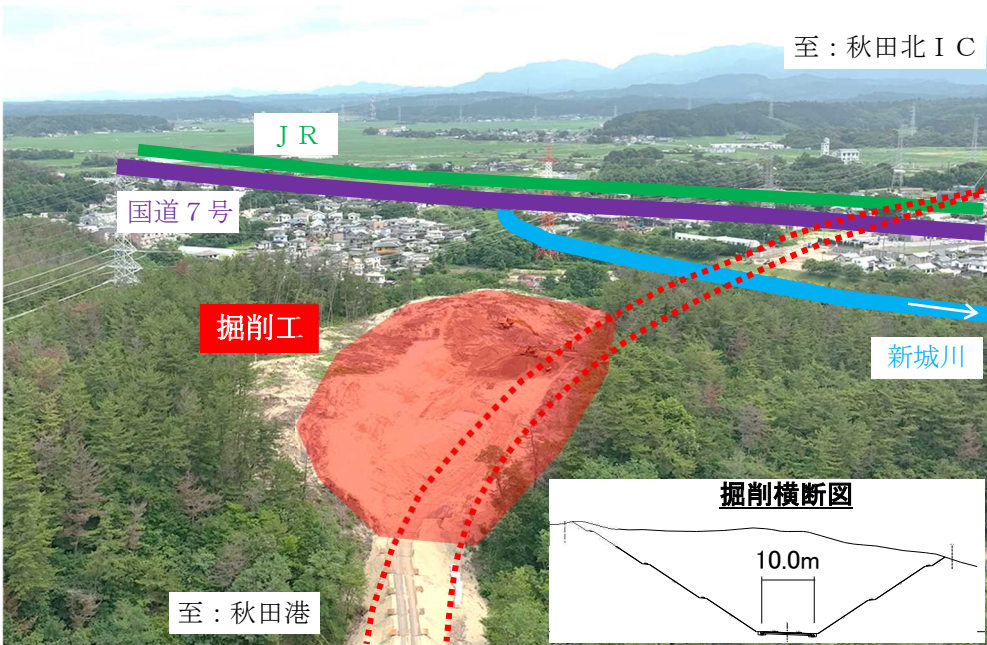
(主) 秋田天王線 秋田港アクセス道路（秋田市）

(2) 内容

- 工事内容：掘削・盛土工 約5万m³
- 工 期：令和7年2月～令和7年12月
- 金 額：400,000千円

3 工程表

年度	令和6年度				令和7年度											
月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	○ 契約															
	公 告	準 備 工	掘削・盛土工										後 片 付			



河川改修事業 洪水浸水想定区域図作成に係る債務負担行為の設定について

河 川 砂 防 課

1 概要

- 令和3年の水防法改正により、洪水予報河川や水位周知河川以外のその他中小河川においても、住宅等の防護対象がある場合、洪水浸水想定区域の指定が義務付けられた。
- 指定に必要な洪水浸水想定区域図は、市町村が作成するハザードマップの基となるため、早期に作成し、水害リスク情報の提供体制を整備する。
- 令和7年度内に、全対象河川の洪水浸水想定区域図の作成及び区域指定を完了させるため、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 河川名・場所

県内河川（8地域振興局管内）

(2) 内容

- 業務内容：洪水浸水想定区域図作成 126河川
- 工期：令和7年2月～令和8年2月
- 金額：650,000千円

3 工程表

年度	令和6年度				令和7年度											
月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容			契約 ○													指定 ○
		公告 入札	洪水浸水想定区域図作成													

4 洪水浸水想定区域の指定状況

(1) 洪水予報河川・水位周知河川（40河川）

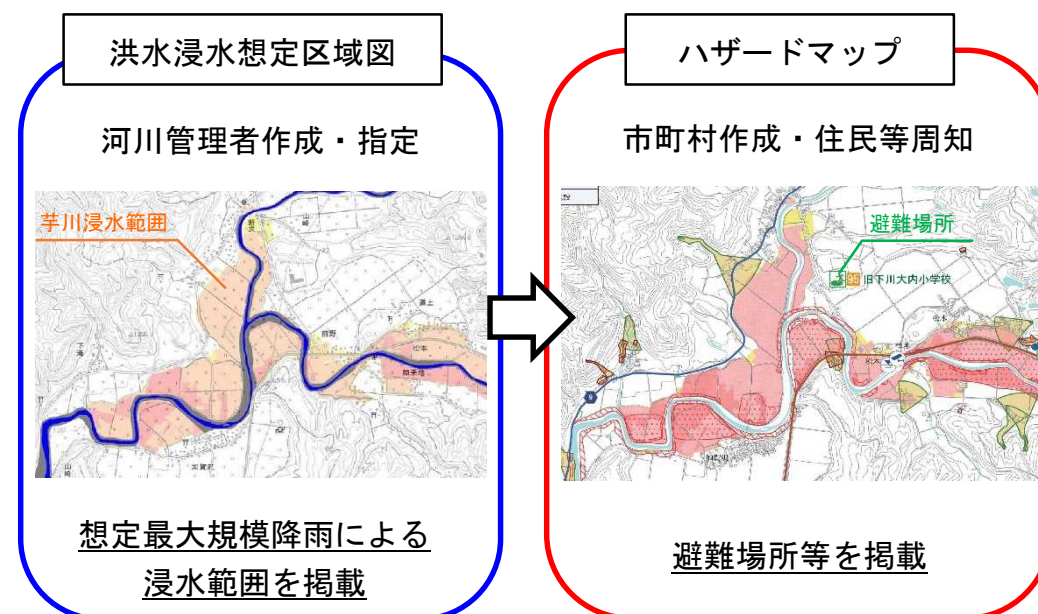
令和6年6月までに全40河川を指定済み。

(2) その他中小河川（271河川）

- 令和6年4月 37河川 指定済み
- 令和7年4月 108河川 指定予定
- 令和8年3月 126河川 指定予定 ※債務負担設定

<参考>

作成例：芋川



空港整備事業に係る債務負担行為の設定について

港 湾 空 港 課

1 概要

- 秋田空港の滑走路は老朽化が進んでいることから、航空機運航の安全性を確保するため、令和2年度に舗装改良に着手し、令和7年度に完成することになっている。
- 舗装工の品質確保の観点から、降雪期前に工事を完了する必要があるほか、空港運用時間等の制約により一定の期間を要することから、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 場所

秋田空港（秋田市）

(2) 内容

- 工事内容：滑走路改良工事
切削オーバーレイ、灯火撤去・再設置
- 工 期：令和7年3月～令和7年11月
- 金 額：440,000千円

3 工程表

年度	令和6年度				令和7年度											
月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容				○契約												
			公告 入札	準備 工	滑走路改良工事											



滑走路現況



滑走路灯火



公の施設の指定管理者の指定について

港 湾 空 港 課

1 概要

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に係る条例第6条の規定により、「秋田港セリオンリスト及びイベント広場等」について、次の団体を指定管理者として指定する。

施設名	指定管理者（候補者）
秋田港セリオンリスト及びイベント広場等	株式会社秋田東北ダイケン

2 指定期間

5年間

（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）

3 指定管理者の候補者選定

（1）申請手續

①申請資格 秋田市が管理する秋田市ポートタワー及び秋田港振興センターにおいて指定管理者の候補者として選定されていること

②周知方法 県公式サイト（美の国あきたネット）

③申請状況 上記1の候補者

（2）候補者選定に係る委員会

①委員の構成（内部委員1名を含む計5名）

※公募委員への応募はなし

氏名	所属・職業等	備考
荒川 圭	国土交通省東北地方整備局 秋田港湾事務所 所長	行政関係者 （港湾）
佐々木 良徳	秋田市上下水道局 理事	行政関係者 （下水道）
土田 昌幸	G S P a r t n e r s 税理士法人 税理士	財務・会計
増田 周平	秋田工業高等専門学校 土木・建築系 国土防災システムコース 准教授	学識経験者
信田 真弓	秋田県建設部 次長	内部委員

②選定委員会の開催状況

- ・開催日 令和6年11月15日
- ・審査内容 制度概要・選定対象施設・審査基準等説明
質疑応答、採点審査、候補者選定

③選定結果

- ・効率的な運営や管理能力等の適格性が認められたことから、上記候補者を指定管理者として選定する。

建築住宅課関係手数料の一部を改正する条例案について

建 築 住 宅 課

1 改正する条例

- (1) 秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例【A】
- (2) 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例【B】
- (3) 秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例【C】

2 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年6月公布)が令和7年4月に完全施行され、原則として全ての新築住宅等に省エネルギー基準適合が義務付けられることから、建築関係の手続きに関する事務の手数料の額を定める等の必要がある。

<参考>省エネルギー基準適合義務の範囲拡大

	現行			改正	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000m ² 以上	適合義務 2017.4~	届出義務	→	適合義務 2017.4~	適合義務 2025.4~
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務		適合義務 2021.4~	適合義務 2025.4~
小規模 300m ² 未満	説明義務	説明義務		適合義務 2025.4~	適合義務 2025.4~

3 改正内容

- (1) 一戸建て住宅等に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請の手数料の額を定める。【A】
- (2) 建築確認の審査項目の追加に伴い、建築確認申請手数料を引き上げる。【B】
- (3) 完了検査の審査項目の追加に伴い、完了検査申請手数料の額を引き上げる。【B】

【例】木造2階建ての一戸建て住宅（床面積100m²を超え、200m²以下）を新築する場合の手数料

① 建築物エネルギー消費性能を計算で評価する場合

手数料の種類	現在の額	改正後の額
建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料【A】	—	38,000 円
建築確認申請手数料【B】	20,000 円	35,000 円
完了検査申請手数料【B】	23,000 円	36,000 円
合 計	43,000 円	109,000 円

② 建築物エネルギー消費性能を仕様基準で評価する場合

手数料の種類	現在の額	改正後の額
建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料【A】	—	—
建築確認申請手数料【B】	20,000 円	42,000 円
完了検査申請手数料【B】	23,000 円	36,000 円
合 計	43,000 円	78,000 円

- (4) 高い省エネルギー基準への適合が求められる「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」及び「低炭素建築物新築等計画の認定」において、一戸建て住宅等に係る簡易な評価方法の手数料の額を定める。
併せて、審査の負担が少ない工場等の手数料の額を定める。【A及びC】

【例1】一戸建て住宅

計算の場合	＜新 設＞ 仕様基準と計算を 併用する場合	仕様基準を 用いる場合
38,000 円	<u>29,000 円</u>	20,000 円

【例2】床面積が300㎡未満の非住宅
(モデル建物法により評価した場合)

＜新 設＞ 建築物の用途が <u>工場等</u> の場合	建築物の用途が <u>工場等以外</u> の場合
<u>22,000 円</u>	93,000 円

＜参考＞低炭素建築物新築等計画の認定を受けるメリット

- ・税制優遇（所得税や登録免許税の低減措置）
- ・低利融資（住宅金融支援機構）
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定の代替措置

- (5) その他所要の規定の整備を行う。

4 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

新	旧
(手数料の徴収) 第一条 県は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（次条第一項第一号及び第二号において「判定」という。）を受けようとする者等から、手数料を徴収する。 (手数料の額) 第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 法第十一条第一項又は第十二条第二項の判定 提出又は通知一件につき 次に掲げる法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) 戸建ての住宅（非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る確保計画 確保計画が法第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあつては三万八千円、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあつては二万九千円、知事が認める方法のみにより行われる場合にあつては二万円	(手数料の徴収) 第一条 県は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（次条第一項第一号及び第二号において「判定」という。）を受けようとする者等から、手数料を徴収する。 (手数料の額) 第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 法第十二条第一項又は第十三条第二項の判定 提出又は通知一件につき 次に掲げる法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) 非住宅建築物（非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）又は複合建築物の非住宅部分に係る確保計画（当該確保計画に係る非住宅建築物全体又は非住宅部分の用途が工場、倉庫その他知事が認めるもの（以下「工場等」という。）であるものに限る。）において「工場等」という。）であるものに限る。） 確保計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該確保計画が法第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネ

(一) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）に係る確保計画 確保計画に係る共同住宅等の床面積（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）の床面積を除く。）に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあつてはそれぞれ同表の第三欄に定める額、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあつてはそれぞれ同表の第四欄に定める額、知事が認める方法のみにより行われる場合にあつてはそれぞれ同表の第五欄に定める額 (二) 非住宅建築物（非住宅部分を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（基準省令第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）に係る確保計画（確保計画に係る非住宅建築物の用途が工場、倉庫その他知事が認めるもの（以下「工場等」という。）であるものに限る。） 確保計画に係る非住宅建築物の床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の第四欄に定める額） (四) 非住宅建築物に係る確保計画（確保計画に係る非住宅建築物の用途が工場等であるものを除く。） 確保計画に係る非	(一) ギー消費性能基準」という。）に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額 (二) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る確保計画（当該確保計画に係る非住宅建築物全体又は非住宅部分の用途が工場等であるものを除く。） 確保計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）
--	---

住宅建築物の床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）

(五) 複合建築物に係る確保計画 次に掲げる額を合算した額

(1) 確保計画に係る住宅部分の床面積（確保計画に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第三欄に定める額、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあってはそれぞれ同表の第四欄に定める額、知事が認める方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第五欄に定める額

(2) 確保計画に係る非住宅部分（用途が工場等であるものに限る。）の床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（確保計画に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）

(3) 確保計画に係る非住宅部分（用途が工場等であるものを除く。）の床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（確保計画に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）

二 法第十一条第二項若しくは第十二条第三項の確保計画の変更

に係る判定又は確保計画の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第五条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付 提出若しくは通知又は申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 前号(一)に掲げる確保計画の変更 変更後の確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては一万九千円、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては一万四千五百円、知事が認める方法のみにより行われる場合にあっては一万円

(二) 前号(二)に掲げる確保計画の変更 変更に係る共同住宅等の床面積（変更後の確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、変更後の確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第三欄に定める額に、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあってはそれぞれ同表の第四欄に定める額に、知事が認める方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第五欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

(三) 前号(三)に掲げる確保計画の変更 変更に係る非住宅建築物の床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める額（変更後の確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に

に係る判定又は確保計画の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第三条（同令第七条第二項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付 提出若しくは通知又は申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 前号(一)に掲げる確保計画の変更 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（変更後の確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額）

(二) 前号(二)に掲げる確保計画の変更 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（変更後の確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額）

二 法第十二条第二項若しくは第十三条第三項の確保計画の変更

定める額)に二分の一を乗じて得た額	(四) 前号四に掲げる確保計画の変更 変更に係る非住宅建築物の床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める額(変更後の確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の第四欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額	(五) 前号五に掲げる確保計画の変更 次に掲げる額を合算した額	(1) 変更に係る住宅部分の床面積(変更後の確保計画に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、変更後の確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあつてはそれぞれ同表の第三欄に定める額に、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあつてはそれぞれ同表の第四欄に定める額に、知事が認める方法のみにより行われる場合にあつてはそれぞれ同表の第五欄に定める額に二分の一を乗じて得た額	(2) 変更に係る非住宅部分(用途が工場等であるものに限り。)(一)の床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める額(変更後の確保計画に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の第四欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額	(3) 変更に係る非住宅部分(用途が工場等であるものを除く。)(一)の床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じ
--------------------------	--	--	---	--	---

それぞれ同表の第三欄に定める額(変更後の確保計画に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の第四欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額	三 法第三十条第一項の 規定による法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「向上計画」という。)の認定 申請一件につき 次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(一) 次に掲げる建築物に係る向上計画(二)に掲げるものを除く。) (二) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(1) 一戸建ての住宅 向上計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあつては三万八千円、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあつては二万九千円、知事が認める方法のみにより行われる場合にあつては二万円、向上計画が同項各号(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類(以下「適合証」という。)を提出する場合にあつては六千円	(2) 共同住宅等 又は複合建築物(住宅部分に限る。) 向上計画に係る共同住宅等の床面積又は住宅部分の床面積(向上計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第一
--	--	--	---	--

三 法第三十五条第一項の規定による法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「向上計画」という。)の認定 申請一件につき 次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(一) 次に掲げる建築物に係る向上計画(二)に掲げるものを除く。) (二) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(1) 一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限り。以下同じ。) 別表第五の上欄に定める額(当該向上計画が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、同表の下欄に定める額)	(2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの(以下「共同住宅等」という。) 又は複合建築物(住宅部分に限る。) 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積(当該向上計画が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分(廊下、階段その他共用に供されるべき部分)をいう。以下同じ。) の床面積を除く。)に係る別表第三
--	--	---	--

の第二欄に掲げる区分に応じ、向上計画が同号に掲げる基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第三欄に定める額、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあってはそれぞれ同表の第四欄に定める額、知事が認める方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第五欄に定める額	(3) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）（用途が工場等であるものに限る。） 向上計画に係る非住宅建築物の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（向上計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）	(4) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）（用途が工場等であるものを除く。） 向上計画に係る非住宅建築物の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（向上計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）	(5) 複合建築物（②から④までに掲げるものを除く。） 次
---	--	--	--------------------------------------

の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画が同号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）	(3) 複合建築物 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積（当該向上計画に係る住宅部分が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画に係る住宅部分が同号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画に係る非住宅部分が同号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）	(4) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。） 向上計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）
---	--	---

に掲げる額を合算した額	ア 向上計画に係る住宅部分の床面積（向上計画に係る住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、向上計画に係る住宅部分が同号に掲げる基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第三欄に定める額、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあってはそれぞれ同表の第四欄に定める額、知事が認める方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第五欄に定める額	イ 向上計画に係る非住宅部分（用途が工場等であるものに限る。）の床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（向上計画に係る非住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）	ウ 向上計画に係る非住宅部分（用途が工場等であるものを除く。）の床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（向上計画に係る非住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）	(二) 法第二十九条第三項に規定する他の建築物（以下②及び次号②において「他の建築物」という。）に関する事項（同項各号に掲げる事項をいう。次号②②において同じ。）が記
--------------------	---	---	---	--

(二) 法第三十四条第三項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）に関する事項（同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が記
--

	載されている場合の向上計画	向上計画に記載されている申請建築物等（同項に規定する申請建築物及び他の建築物をいう。次号(1)において同じ。）ごとに(一)に掲げる向上計画の認定の申請があつたものとみなした場合における(1)から(5)までに定める額を合算した額
	四 規定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更(二)に掲げるものを除く。 。 次に掲げる変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(1)	前号(1)に掲げる建築物 変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一号に掲げる基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては一万九千円、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては一万四千五百円、知事が認める方法のみにより行われる場合にあっては一万円、適合証を提出する場合にあっては三千円	
(2)	前号(2)に掲げる建築物 変更に係る共同住宅等の床面積又は住宅部分の床面積（変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一号第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、	計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一号第一号に掲げる基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第三欄に定める額に、知事が認める方法と知事

	載されている場合の向上計画	当該向上計画に記載されている申請建築物等（同項に規定する申請建築物及び他の建築物をいう。以下同じ。）ごとに(一)に掲げる向上計画の認定の申請があつたものとみなした場合における(1)から(4)までに定める額を合算した額
	四 規定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更(二)に掲げるものを除く。 。 次に掲げる変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(1)	前号(1)に掲げる建築物 別表第五の上欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一号第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額）	
(2)	前号(2)に掲げる建築物 変更に係る建築物全体の住宅部分の床面積（変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一号第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一号第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄	

	が認める計算方法とを併用して行われる場合にあってはそれぞれ同表の第四欄に定める額に、知事が認める方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第五欄に定める額に二分の一を乗じて得た額	
(3)	前号(3)に掲げる建築物 変更に係る非住宅建築物の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める額（変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一号第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）に二分の一を乗じて得た額	
(4)	前号(4)に掲げる建築物 変更に係る非住宅建築物の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める額（変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一号第一号に掲げる基準に適合することについて知	

	める額に二分の一を乗じて得た額）	に定
(3)	前号(3)に掲げる建築物 次に掲げる額を合算した額 ア 住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住宅部分の床面積（変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一号第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額） イ 非住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一号第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額）	
(4)	前号(4)に掲げる建築物 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一号第一号に掲げる基	

事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）に二分の一を乗じて得た額

(5) 前号(一)(5)に掲げる建築物 次に掲げる額を合算した額

ア 変更に係る住宅部分の床面積（変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第三欄に定める額に、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあってはそれぞれ同表の第四欄に定める額に、知事が認める方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第五欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

イ 変更に係る非住宅部分（用途が工場等であるものに限る。）の床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める額（変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）に二分の一を乗じて得た額

ウ 変更に係る非住宅部分（用途が工場等であるものを除く。）の床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める額（変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十一条第二項において準用

準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額）

する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）に二分の一を乗じて得た額

(一) 区分に掲げる変更以外の向上計画の変更 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(1) 向上計画に記載されている申請建築物等に係る変更

変更に係る申請建築物等ごとに(一)に掲げる変更の認定の申請があつたものとみなした場合における(一)(1)から(5)までに定める額を合算した額

(2) 向上計画に他の建築物に関する事項を新たに記載する場合の変更 当該他の建築物に関する事項に係る他の建築物ごとに前号(一)に掲げる向上計画の認定の申請があつたものとみなした場合における同号(一)(1)から(5)までに定める額を合算した額

(一) 区分に掲げる変更以外の向上計画の変更 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(1) 向上計画に記載されている申請建築物等に係る変更 当該変更に係る申請建築物等ごとに(一)に掲げる変更の認定の申請があつたものとみなした場合における(一)(1)から(4)までに定める額を合算した額

(2) 向上計画に他の建築物に関する事項を新たに記載する場合の変更 当該他の建築物に関する事項に係る他の建築物ごとに前号(一)に掲げる向上計画の認定の申請があつたものとみなした場合における同号(一)(1)から(4)までに定める額を合算した額

五 法第四十一条第二項の規定による建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定 申請一件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 一戸建ての住宅 別表第五の上欄に定める額（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、同表の下欄に定める額）

(二) 共同住宅等 当該建築物全体の住宅部分の床面積（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）

別表第一（第二条関係）	3 略	2 法第三十条第二項（法第三十一条第二項）において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下この項及び次項において「確認の申出」という。）が行われる場合の手数料の額は、前項第三号又は第四号に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項に定める額を加算した額とする。
		2 法第三十条第二項（法第三十一条第二項）において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下この項及び次項において「確認の申出」という。）が行われる場合の手数料の額は、前項第三号又は第四号に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項に定める額を加算した額とする。
		3 略

一	二	三	四
三百平方メートル未満の場合	三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	五千平方メートル以上の場合
七万四千円 （適合証を提出する場合にあつては、一万千円）	十二万三千円 （適合証を提出する場合にあつては、二万二千円）	二十万八千円 （適合証を提出する場合にあつては、四万八千円）	二十九万八千円 （適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）
五万五千円 （適合証を提出する場合にあつては、一万千円）	九万二千円 （適合証を提出する場合にあつては、二万二千円）	十五万九千円 （適合証を提出する場合にあつては、四万八千円）	二十三万千円 （適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）
三万六千円 （適合証を提出する場合にあつては、一万千円）	六万二千円 （適合証を提出する場合にあつては、二万二千円）	十一万円（適合証を提出する場合にあつては、四万八千円）	十六万六千円 （適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）

別表第二（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

一	二	三	四	五	六
三百平方メートル未満の場合	三百平方メートル以上 五千平方メートル未満の場合	千平方メートル以上 二平方メートル未満の場合	二平方メートル以上 五千平方メートル未満の場合	五千平方メートル以上 一万平方メートル未満の場合	一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満の場合
二万六千円（適合証を提出する場合にあつては、一万千円）	三万四千円（適合証を提出する場合にあつては、一万八千円）	四万七千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）	十万九千円（適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）	十六万円（適合証を提出する場合にあつては、十三万五千円）	十九万八千円（適合証を提出する場合にあつては、十三万五千円）
二万二千円（適合証を提出する場合にあつては、一万千円）	三万円（適合証を提出する場合にあつては、一万八千円）	四万千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）	十万二千円（適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）	十五万三千円（適合証を提出する場合にあつては、十三万五千円）	十八万九千円（適合証を提出する場合にあつては、十三万五千円）

一	二	三	四	五
三百平方メートル以上 五千平方メートル未満の場合	千平方メートル以上 二平方メートル未満の場合	二平方メートル以上 五千平方メートル未満の場合	五千平方メートル以上 一万平方メートル未満の場合	一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満の場合
二万八千円	三万九千円	九万円	十三万三千円	十六万四千円
二万四千円	三万四千円	八万四千円	十二万七千円	十五万七千円

七	
二万五千平方メートル以上の場合	は、十七万円） 二十四万四千円（適合証を提出する場合にあつては、二十一万二千円）
	は、十七万円） 二十三万四千円（適合証を提出する場合にあつては、二十一万二千円）

六	
二万五千平方メートル以上の場合	二十万二千円 十九万四千円

別表第三（第二条関係）

一	二	三	四
三百平方メートル未満の場合	三百平方メートル以上 五千平方メートル未満の場合	千平方メートル以上 二平方メートル未満の場合	二平方メートル以上 五千平方メートル未満の場合
二十四万千円（適合証を提出する場合にあつては、一万千円）	三十万二千円（適合証を提出する場合にあつては、一万八千円）	三十八万九千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）	五十五万四千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）
九万三千円（適合証を提出する場合にあつては、一万千円）	十一万八千円（適合証を提出する場合にあつては、一万八千円）	十五万五千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）	二十五万円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）

別表第一（第二条関係）

一	二	三
三百平方メートル以上 五千平方メートル未満の場合	千平方メートル以上 二平方メートル未満の場合	二平方メートル以上 五千平方メートル未満の場合
二十四万七千円	三十二万三千円	四十六万円
九万七千円	十二万九千円	二十万八千円

	五	六	七
	五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	二万五千平方メートル以上の場合
	六十八万二千元（適合証を提出する場合にあつては、十三万五千元）	八十万六千元（適合証を提出する場合にあつては、十七万円）	九十二万円（適合証を提出する場合にあつては、二十一万二千円）
	未満の場合	未満の場合	未満の場合
	三十二万六千元（適合証を提出する場合にあつては、十三万五千元）	三十九万二千元（適合証を提出する場合にあつては、十七万円）	四十五万九千元（適合証を提出する場合にあつては、二十一万二千円）
	場合にあつては、八万五千元）		
	四	五	六
	五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	二万五千平方メートル以上の場合
	五十六万六千元	六十六万九千元	七十六万三千元
	未満の場合	未満の場合	未満の場合
	二十七万五千円	三十二万五千円	三十八万千円
別表第三（第二条関係）（表略）			
別表第四（第二条関係）（表略）			
別表第五（第二条関係）（表略）			

別表（第二条関係）	
区分	手数料の額
一 法第六条第一項（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知	
（一）当該建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当する場合	
イ 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一万六千円
ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	二万四千円
ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え、二	四万二千円

別表（第二条関係）	
区分	手数料の額
一 法第六条第一項（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知	
イ 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	七千円
ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	一万三千円
ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	二万円
ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	二万六千円
ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	四万六千円
ヘ 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平	六万三千円

百平方メートル以内のもの	五万九千円	十八万円
ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	七万七千円	三十一万三千円
ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	十一万七千円	六十万四千円
ヘ 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	二十七万六千円	
ト 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	四十六万千円	
チ 床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十三万四千円	
リ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	九千円	
(二) 場合 (一)に掲げる場合以外のもの	一万七千円	
ロ 床面積の合計が三十		

二	平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの ヘ 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの ト 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの チ 床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの リ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 法第七条第一項の規定に
	三万五千元 四万二千元 五万九千元 八万千元 二十三万千元 四十万円 七十七万二千元
二	法第七条第一項の規定に

	よる建築物に関する工事の完了の検査の申請又は法第十八条第二十項の規定による建築物に関する工事の完了の通知 （一）当該建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項に規定する特定建築行為である場合 イ 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 法第七条第一項の規定に
	二万四千元（法第七条の第三七項の規定の適用がある場合における法第七条第四項の規定による建築物に関する工事の完了の検査又は法第十八条第三十七項の規定の適用がある場合における同条第二十一項の規定による建築物に関する工事の完了の検査（以下この項において「特例完了検査」と総称する。）に係るものにあつては、二万四千元） 二万八千元（特例完了検査に係るものにあつては、二万四千元） 三万六千元（特例完了検査に係るものにあつては、三万三千元）
	よる建築物に関する工事の完了の検査の申請又は法第十八条第二十項の規定による建築物に関する工事の完了の通知 イ 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの ヘ 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートルを超えるもの 法第七条第一項の規定に
	一万四千元（法第七条の第三七項の規定の適用がある場合における法第七条第一項の規定による建築物に関する工事の完了の検査又は法第十八条第三十七項の規定の適用がある場合における同条第二十一項の規定による建築物に関する工事の完了の検査（以下この項において「特例完了検査」と総称する。）に係るものにあつては、一万二千元） 一万七千元（特例完了検査に係るものにあつては、一万四千元） 二万三千元（特例完了検査に係るものにあつては、二万二千円） 三万千元（特例完了検査に係るものにあつては、二万九千円） 五万千元（特例完了検査に係るものにあつては、五万円） 七万三千元（特例完了検査に係るものにあつては、六万七千元）

もの	二 床面積の合計が二百平方メートルを超える、五百平方メートル以内のもの	五万円（特例完了検査に係るものにあつては、四万七千円）	方メートル以内のもの	ト 床面積の合計が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内のもの	三十一万四千円（特例完了検査に係るものにあつては、二十九万七千円）	ト 床面積の合計が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内のもの	十八万円（特例完了検査に係るものにあつては、十六万六千円）
ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超える、千平方メートル以内のもの	八万三千円（特例完了検査に係るものにあつては、八万千円）	チ 床面積の合計が一万平方メートルを超える、五万平方メートル以内のもの	五十三万四千円（特例完了検査に係るものにあつては、五十一万八千円）	リ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	九十四万八千円（特例完了検査に係るものにあつては、九十三万四千円）	リ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	五十七万七千円（特例完了検査に係るものにあつては、五十六万六千円）
ヘ 床面積の合計が千平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	十二万二千円（特例完了検査に係るものにあつては、十一万四千円）	ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超える、	二万千円（特例完了検査に係るものにあつては、一万八千円）	（一）に掲げる場合以外の場合		（二）に掲げる場合以外の場合	
イ 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一万八千円（特例完了検査に係るものにあつては、一万五千円）						

備考	三〇六十二略	略
	百平方メートル以内のもの ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの ヘ 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの ト 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの チ 床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの リ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	円) 三万円（特例完了検査に係るものにあつては、二万七千円） 四万円（特例完了検査に係るものにあつては、三万七千円） 六万五千元（特例完了検査に係るものにあつては、六万四千元） 九万四千元（特例完了検査に係るものにあつては、八万六千元） 二十二万九千元（特例完了検査に係るものにあつては、二十一万二千元） 三十六万五千元（特例完了検査に係るものにあつては、三十四万九千元） 七十三万七千元（特例完了検査に係るものにあつては、七十二万三千元）
備考	三〇六十二略	略

一 略 二 この表一の項(一)又は(二)の床面積の合計は、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。 イ 二 略 三 この表一の項に掲げる申請又は通知に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当する建築による建築物が含まれるときは、全ての建築物について同表一の項(一)の規定を適用する。 四 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項(一)又は(二)に定める額に同表五十四の項に定める額を加算した額とする。 五 この表二の項(一)又は(二)の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。 六 この表二の項に掲げる申請又は通知に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する特定建築行為による建築物が含まれるときは、全ての建築物について同表二の項(一)の規定を適用する。 七 この表二の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項(一)又は(二)に定める額に同表五十五の項に定める額を加算した額とする。 八 十 略	一 略 二 この表一の項 の床面積の合計は、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。 イ 二 略 三 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項 に定める額に同表五十四の項に定める額を加算した額とする。 四 この表二の項 の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。 五 この表二の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項 に定める額に同表五十五の項に定める額を加算した額とする。 六 八 略
---	---

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正(附則第八項第一号による改正)

別表(第二条関係) (表 略) 備考 一 法第六条第二項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の手数料の額は、この表一の項又は二の項に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)別表一の項(二)に定める額を加算した額とする。 二 略	別表(第二条関係) (表 略) 備考 一 法第六条第二項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の手数料の額は、この表一の項又は二の項に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)別表一の項 に定める額を加算した額とする。 二 略
--	--

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正(附則第八項第二号による改正) 新 第一条 略 2 法第五十四条第二項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)別表一の項(二)の規定を適用した場合に得られる額を加算した	旧 第一条 略 2 法第五十四条第二項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)別表一の項 の規定を適用した場合に得られる額を加算した
---	---

3 略	額とする。
3 略	額とする。

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部改正（附則第八項第三号による改正）	
新	（手数料の額） 第二条 略 2 法第三十五条第二項（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の手数料の額は、第一項第三号又は第四号に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項に定める額を加算した額とする。
旧	（手数料の額） 第二条 略 2 法第三十五条第二項（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の手数料の額は、第一項第三号又は第四号に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項に定める額を加算した額とする。

新	旧
(手数料の徴収) 第一条 県は、次の各号に掲げる認定を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項の規定による法第五十三条第二項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定 申請一件につき 次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （一）一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては三万八千円、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては二万九千円、知事が認める方法のみにより行われる場合にあっては二万円、計画が同項各号（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては六千円 （二）共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）又は人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分に係る計画 計画に係る床面積に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、 計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合	(手数料の徴収) 第一条 県は、次の各号に掲げる認定を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項の規定による法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定 申請一件につき 次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （一）一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 三万四千円（計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて 知事が認める方法 により行われる場合にあっては一万八千円、計画が同項各号（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては五千円 （二）共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）又は人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分に係る計画 計画に係る床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合

新	旧
することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第三欄に定める額、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあってはそれぞれ同表の第四欄に定める額、知事が認める方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第五欄に定める額 （三）人の居住の用以外の用に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る計画（計画に係る人の居住の用以外の用に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の用途が工場、倉庫その他知事が認めるもの（以下「工場等」という。）であるものに限る。） 計画に係る床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額） （四）人の居住の用以外の用に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る計画（計画に係る人の居住の用以外の用に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の用途が工場等であるものを除く。） 計画に係る床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額） （五）複合建築物に係る計画（二）から四までに掲げるものを除く。） 次に掲げる額を合算した額 ア 計画に係る住宅部分の床面積に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、計画に係る住宅部分が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて、知事が	することについて 知事が認める方法 により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額 （三）複合建築物に係る計画（二）又は四に掲げるものを除く。） 計画に係る住宅部分の床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（計画に係る住宅部分が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）及びその非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額 （四）人の居住の用以外の用に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る計画 計画に係る床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）

認める計算方法のみにより行われる場合にあっては、それぞれ同表の第三欄に定める額、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額、知事が認める方法のみにより行われる場合にあっては、それぞれ同表の第五欄に定める額、

イ 計画に係る非住宅部分（用途が工場等であるものに限る）。

（）の床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（計画に係る非住宅部分が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）。

ウ 計画に係る非住宅部分（用途が工場等であるものを除く）。

（）の床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（計画に係る非住宅部分が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）。

二
件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（一） 前号（一）に掲げる計画の変更
法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては、一万九千円、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては、一万四千五百円、知事が認める方法のみにより行われる場合にあっては、一万円、適合証を提出する場合にあっては、三千円

（二） 前号（二）に掲げる計画の変更 変更に係る床面積に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、

変更後の計画が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあつてはそれぞれ同表の第三欄に定める額に、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあつてはそれぞれ同表の第四欄に定める額に、知事が認める方法のみにより行われる場合にあつては、それぞれ同表の第五欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

(三) 前号(三)に掲げる計画の変更 変更に係る床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める額(変更後の計画が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の第四欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額

(四) 前号(四)に掲げる計画の変更 変更に係る床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める額(変更後の計画が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の第四欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額

(五) 前号(五)に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

ア 変更に係る住宅部分の床面積に係る別表第一の第二欄に掲げる区分に応じ、変更後の計画に係る住宅部分が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて、知事が認める計算方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第三欄に定める額に、知事が認める方法と知事が認める計算方法とを併用して行われる場合にあってはそれぞれ同表の第四欄に定める額に、知事が認める方法のみにより行われる場合にあってはそれぞれ同表の第五欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

イ 変更に係る非住宅部分（用途が工場等であるものに限る。）の床面積に係る別表第二の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（変更後の計画に係る非住宅部分が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）に二分の一を乗じて得た額

ウ 変更に係る非住宅部分（用途が工場等であるものを除く。）の床面積に係る別表第三の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める額（変更後の計画に係る非住宅部分が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の第四欄に定める額）に二分の一を乗じて得た額

2 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下この項及び次項において「確認の申出」という。）が行われる場合の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積

2 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積

3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合
積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。

3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合
積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。

3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合
積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。

3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合
積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。

3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合
積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。

3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合
積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）別表一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。

別表第一（第一条関係）

一	二	三
三百平方メートル未満の場合	三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二千平方メートル以上五千平方メートル
七万四千元 （適合証を提出する場合にあっては、一萬千円）	十二万三千円 （適合証を提出する場合にあっては、二萬二千円）	二十万八千元 （適合証を提出する場合にあっては、二萬九千円）
五万五千元 （適合証を提出する場合にあっては、一萬千円）	九万二千元 （適合証を提出する場合にあっては、二萬二千円）	十五万九千元 （適合証を提出する場合にあっては、二萬九千円）
三万六千元 （適合証を提出する場合にあっては、一萬千円）	六万二千元 （適合証を提出する場合にあっては、二萬二千円）	十一万 （適合証を提出する場合にあっては、二萬九千円）

別表第一（第一条関係）

一	二	三
三百平方メートル未満の場合	三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二千平方メートル以上五千平方メートル
七万千元（適合証を提出する場合にあっては、九千円）	十二万円（適合証を提出する場合にあっては、二万円）	二十万四千元（適合証を提出する場合にあっては、二万円）
三万四千元（適合証を提出する場合にあっては、九千円）	五万九千元（適合証を提出する場合にあっては、二万円）	十万七千元（適合証を提出する場合にあっては、二万円）

四	
メートル未満の場合	を提出する場合にあつては、四万八千円
五平方メートル以上の場合	二十九万八千円（適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）
	二十三万千円（適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）
	十六万六千円（適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）

別表第二（第一条関係）

一	二	三
三百平方メートル未満の場合	三百平方メートル以上十平方メートル未満の場合	十平方メートル以上二十平方メートル未満の場合
二十六万六千円（適合証を提出する場合にあつては、一万九千円）	三万四千円（適合証を提出する場合にあつては、一万八千円）	四万七千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）
二万二千円（適合証を提出する場合にあつては、一万九千円）	三万円（適合証を提出する場合にあつては、一万八千円）	四万七千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）

四	
メートル未満の場合	合にあつては、四万六千円
五平方メートル以上の場合	二十九万三千円（適合証を提出する場合にあつては、八万三千円）
	十六万二千円（適合証を提出する場合にあつては、八万三千円）

別表第二（第一条関係）

一	二	三
三百平方メートル未満の場合	三百平方メートル以上十平方メートル未満の場合	十平方メートル以上二十平方メートル未満の場合
二十三万三千円（適合証を提出する場合にあつては、九千円）	二十九万九千円（適合証を提出する場合にあつては、一万六千円）	三十六万九千円（適合証を提出する場合にあつては、二万六千円）
八万九千円（適合証を提出する場合にあつては、九千円）	十一万二千円（適合証を提出する場合にあつては、一万六千円）	十五万円（適合証を提出する場合にあつては、二万六千円）

四	五	六	七
二十平方メートル以上五十平方メートル未満の場合	五十平方メートル以上一平方メートル未満の場合	一平方メートル以上二平方メートル未満の場合	二平方メートル以上五平方メートル未満の場合
十万九千円（適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）	十六万円（適合証を提出する場合にあつては、十三万五千円）	十九万八千円（適合証を提出する場合にあつては、十七万円）	二十四万四千円（適合証を提出する場合にあつては、二十一万二千円）
十万二千円（適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）	十五万三千円（適合証を提出する場合にあつては、十三万五千円）	十八万九千円（適合証を提出する場合にあつては、十七万円）	二十三万四千円（適合証を提出する場合にあつては、二十一万二千円）

四	五	六	七
二十平方メートル以上五十平方メートル未満の場合	五十平方メートル以上一平方メートル未満の場合	一平方メートル以上二平方メートル未満の場合	二平方メートル以上五平方メートル未満の場合
五十二万四千円（適合証を提出する場合にあつては、七万七千円）	六十四万二千円（適合証を提出する場合にあつては、十二万二千円）	七十五万六千円（適合証を提出する場合にあつては、十五万四千円）	八十六万三千円（適合証を提出する場合にあつては、十九万二千円）
二十四万三千円（適合証を提出する場合にあつては、七万七千円）	三十一万八千円（適合証を提出する場合にあつては、十二万二千円）	三十八万二千円（適合証を提出する場合にあつては、十五万四千円）	四十四万八千円（適合証を提出する場合にあつては、十九万二千円）

別表第三（第一条関係）

一	二
三百平方メートル未満の場合	三百平方メートル以上十平方メートル未満の場合
二十四万四千円（適合証を提出する場合にあつては、一万九千円）	三十万二千円（適合証を提出する場合にあつては、十一万八千円）

三	四	五	六	七
合 計	合 計	場 合	場 合	合 計
千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	二万五千平方メートル以上の場合
三十八万九千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）	五十五万四千円（適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）	六十八万二千円（適合証を提出する場合にあつては、十三万五千円）	八十万六千円（適合証を提出する場合にあつては、十七万円）	九十二万円（適合証を提出する場合にあつては、二十一万二千円）
十五万五千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）	二十五万円（適合証を提出する場合にあつては、八万五千円）	三十二万六千円（適合証を提出する場合にあつては、十三万五千円）	三十九万二千円（適合証を提出する場合にあつては、十七万円）	四十五万九千円（適合証を提出する場合にあつては、二十一万二千円）